

様式第5号(第8条第1項関係)

下水道工事店指定申請書

令和〇年△月×日

盛岡市上下水道事業管理者様

申請者 郵便番号 〒020-0013  
住所又は所在地 盛岡市愛宕町6番8号

氏名又は名称 愛宕 太郎  
及び代表者氏名

電話番号 019-623-1411

FAX番号 019-623-1410

メールアドレス atagosuidou@city.morioka.iwate.jp

盛岡市指定下水道工事店の指定を受けたいので、盛岡市下水道条例(以下「条例」という。)第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の兼任がある場合は、当該責任技術者の職務に支障がないことを確認しております。

事業所	所在地	盛岡市愛宕町6番8号	
	名称(屋号)	愛宕水道工業	固定電話 019-623-1411 携帯電話 090-8765-4321
添付書類	1 住民票若しくは住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書(法人にあっては、履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)及び定款)の写し 2 経歴書(法人にあっては、代表者の経歴書) 3 条例第7条の3第1項第5号ア及びイに該当しないことを誓約する書類(法人にあっては、役員全員の同号のア及びイに該当しないことを誓約する書類) 4 事業所の写真、平面図及び付近の見取図 5 選任する責任技術者の名簿(氏名及び県内の他の事業所の兼任状況を記載したもの)、当該責任技術者に係る責任技術者証の写し及び当該責任技術者との雇用関係を証する書類 6 設備器材の調書 7 岩手県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し(盛岡市においてこの指定を受けている場合を除く。) 8 その他、盛岡市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類 ※附則 ・条例第7条の2第1項…第7条に規定する指定を受けようとする者は、書類を添付して管理者に申請しなければならない。 ・条例第7条の3第1項第5号ア…心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの ・盛岡市下水道条例施行規程第8条の2…条例第7条の3第1項第5号アの管理者が定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。 ・条例第7条の3第1項第5号イ…破産手続開始決定を受けて復権を得ない者		